

厚岸町規則第25号

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

厚岸町長

三浦克宏

厚岸町建設工事執行規則の一部を改正する規則

厚岸町建設工事執行規則（平成元年厚岸町規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

「 (工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期を変更する理由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第22条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

を

」 (工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期を変更する理由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第22条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

に、

- 3 発注者は、第1項の協議に当っては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議を整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定をするあつせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

「 (請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

を

- 3 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の請負代金額の10分の1に相当する額以上となるように、発注者は、契約保証金の額の増額、受注者は契約保証金の額の減額を請求することができる。

」

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第58条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第59条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 この契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

5 請負代金額の変更があつた場合には、契約保証金の額が変更後の請負代金額の10分の1に相当する額以上となるように、発注者は、契約保証金の額の増額、受注者は契約保証金の額の減額を請求することができる。

(前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、頭書の工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4に相当する額から前払金額を控除した金額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、前払金額が減額後の請負代金額の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額のあつた日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とは協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

「
(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、頭書の工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に提出して、請負代金額の10分の4に相当する額の範囲内で請負代金の前金払を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定による前金払の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前金払に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前金払の支払いを発注者に請求することができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4に相当する額から前払金額を控除した金額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、前払金額が減額後の請負代金額の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額のあつた日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を受注者に請求することができる。

に、

「
(前払金の使用)

第36条 受注者は、第34条の規定により支払いを受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

を

「 (前払金の使用)

第36条 受注者は、第34条の規定により支払いを受けた前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前金払額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費に、等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

「 (部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料（第13条第2項の規定により工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）及び設計図書において部分払の対象とすることを指定した製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額の10分の9に相当する額（当該出来形部分等が性質上可分である場合において発注者が相当と認めるときは、請負代金相当額の10分の10の相当する額）の範囲内で請負代金の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

を

「

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料（第13条第2項の規定により工事監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）及び設計図書において部分払の対象とすることを指定した製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額の10分の9に相当する額（当該出来形部分等が性質上可分である場合において発注者がに、相当と認めるときは、請負代金相当額の10分の10の相当する額）の範囲内で請負代金の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を限度とする。また、第34条第3項の規定により中間前金払の支払の請求を行った場合においては、請求することができないが、複数年度における各年度末の部分払いに限ってこれを行うことができるものとする。

「年2.5パーセント」を「年3.0パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に契約の締結がなされた工事については、なお従前の例による。